

重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の候補案

1. 本構想の基本的な考え方

(1) 重点整備地区

重点整備地区に関して、バリアフリー法においては以下の定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第24号より抜粋】
- 生活関連施設の所在地を含みかつ生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 - 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区 - 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

【選定の考え方】

- 「中岡崎駅、岡崎公園前駅及び東西駅前広場」の重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を最優先事項として選定します。
- 将来的には、岡崎公園への動線に配慮した観光視点でのバリアフリー化を当事者意見を踏まえながら検討します。

(2) 生活関連施設

生活関連施設に関して、バリアフリー法においては以下の定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第23号イより抜粋】
高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※このうち、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して、基本構想を策定する市町村が定めるものとされています。(移動等円滑化の促進に関する基本方針三. 2. (1). ①)

【選定の考え方】

- 重点整備地区内で、高齢者や障がい者等が日常的に利用する施設を選定します。
- 通勤や通学の利用者が多い点を踏まえて、だれもが利用しやすい公共交通を目指すべく、適切な施設を選定します。

(3) 生活関連経路

生活関連経路に関して、バリアフリー法においては以下の定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第23号ロより抜粋】
生活関連施設相互間の経路

【選定の考え方】

- 原則、生活関連施設の相互間の経路を選定します。

2. 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の候補案

(1) 重点整備地区の候補案

公共交通のノード(結節点)となる中岡崎駅及び中岡崎駅前広場を中心に、5, 6ページの
のとおり重点整備地区を設定したいと考えています。

(2) 生活関連施設の候補案

本地区では、バリアフリー化を推進する必要がある以下の施設を生活関連施設に設定
したいと考えています。

区分	対象施設
旅客施設	・ 中岡崎駅（愛知環状鉄道） ・ 岡崎公園前駅（名古屋鉄道）
路外駐車場	・ 中岡崎駅東口駐車場（名鉄協商）
建築物	・ 中岡崎駅西口駅前広場公衆便所（市） ・ 岡崎オーワホテル（民間）

(3) 生活関連経路の候補案

本地区では、生活関連施設間の回遊性を確保する観点から、以下の経路を生活関連経
路に設定したいと考えています。

設置管理者	路線名	延長
岡崎市	都市計画道路 中岡崎駅前線(中岡崎駅前広場東口及び西口)	約250m
岡崎市	市道中岡崎10号線 ※R6.2.8 付訂正告示（市道中岡崎8号線→中岡崎10号線）	約140m

3. 基本構想に位置付ける予定の主な特定事業

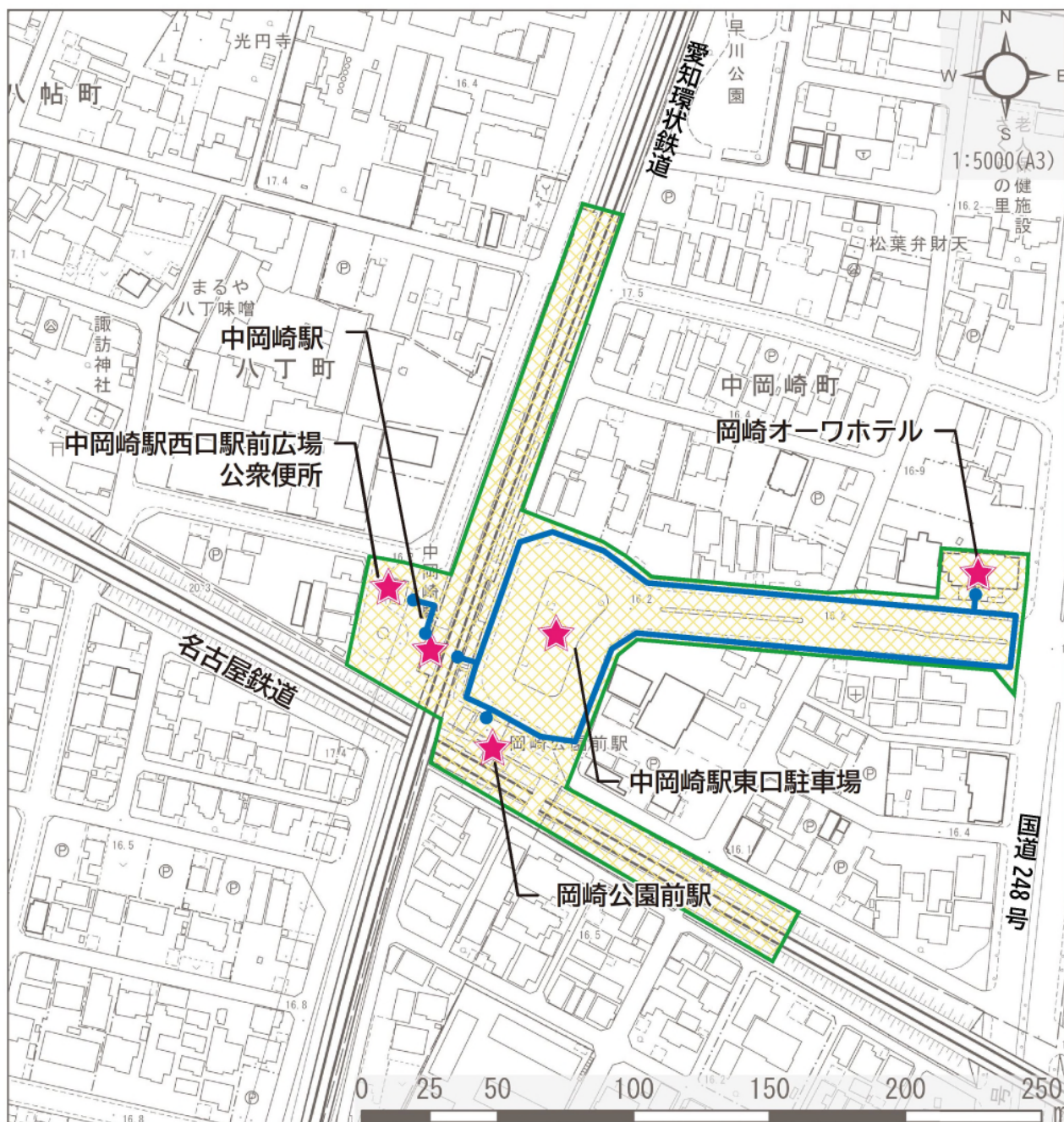
本構想に位置付ける予定の主な特定事業は以下のとおりです。

なお、工事着手時期については現時点では未定であり、教育啓発事業については令和7年度以降に実施予定です。

事業名	(例) 主な内容
公共交通特定事業	・ 中岡崎駅へのエレベーターの設置 ・ バリアフリーエレベーターの設置 ・ 移動経路の変更に伴うホームの改修
道路特定事業	・ 点字ブロックの整備 ・ 通行経路の案内標識の設置
路外駐車場特定事業	・ 障がい者等用駐車区画等の整備
建築物特定事業	・ 点字ブロックの整備 ・ 施設の案内標識の設置
教育啓発特定事業	・ 近隣の小中学校と連携したバリアフリーに関する出前講座

4. 今後のスケジュール（案）について

時期	調査・検討内容	会議体
令和6年7月中旬	・現況整理	
8月上旬	↓	・第1回作業部会
8月7日	↓	・第1回策定協議会
8月中旬	・対象区域の施設、経路調査	（概要説明）
9月中旬	↓ ・重点整備地区、生活関連施設・経路の選定 ・当事者団体等ヒアリング（対象施設等確認）	
10月上旬	・重点整備地区、生活関連施設・経路の調整	・第2回作業部会
10月11日	↓	・第2回策定協議会
11月中旬	↓ ・整備計画作成（事業者協議）	（地区・方針確認）
11月下旬	↓ ・基本構想（素案）作成	
12月中旬	↓ ・当事者団体等ヒアリング（素案確認） ・基本構想（素案）修正	
12月下旬	↓	・第3回作業部会
12月27日	↓	・第3回策定協議会
令和7年1月上旬	↓ ・パブリックコメント	（基本構想 素案確認）
2月中旬	↓ ・基本構想（案）調整	・第4回作業部会
2月19日	↓	・第4回策定協議会
3月下旬	↓ ・基本構想 策定・公表	（基本構想 案確認）



凡例

- ★ 生活関連施設 (案)
- 生活関連経路 (案)
- 重点整備地区 (案)

